

健康増進法が改正され、4月から飲食店は原則屋内禁煙が義務化されました。

山形県では「山形県受動喫煙防止条例」を制定し、国の法律による基準を上回る受動喫煙防止の取組を推進することとしており、県内で受動喫煙防止対策に積極的に取り組む小規模な飲食店を応援するための県独自の補助金事業を実施しています。

「山形県受動喫煙防止対策設備等整備事業補助金（第2次）」をぜひご活用ください。

# 飲食店の皆さま！

(小規模飲食店に限ります)

# 店舗を全面禁煙化する 改装を支援します。



補助金額

対象事業費の2/3

上限 **10万円**

対象事業

① 客席の改装 ② 喫煙所の撤去



詳しい内容は裏面に記載しています。  
また、下記の保健所(申請窓口)にも  
お問い合わせください。



←県HPはこちら

| 所属    | 担当課     | 電話           | 住所                           |
|-------|---------|--------------|------------------------------|
| 村山保健所 | 地域健康福祉課 | 023-627-1183 | 〒990-0031 山形市十日町1-6-6        |
| 最上保健所 | 地域保健福祉課 | 0233-29-1267 | 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034      |
| 置賜保健所 | 保健企画課   | 0238-22-3004 | 〒992-0012 米沢市金池7-1-50        |
| 庄内保健所 | 保健企画課   | 0235-66-5476 | 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 |

## 1 補助が受けられる対象になる人は？

⇒次の①～④全ての要件を満たす飲食店の管理権原者又は管理者です。

- ① 令和2年4月1日時点で、食品衛生法の許可を受けて県内で営業を行っていること。
- ② 個人事業者又は中小企業（資本金の額又は出資金の総額が5,000万円以下など。）により運営されること。
- ③ 客席部分の床面積が100㎡を超えないこと。
- ④ 申請時点で、屋内での喫煙を可能としていること。（禁煙にしていないこと。）

## 2 補助が受けられる事業は？

⇒飲食店を全面禁煙化にするために実施する次の事業です。

|                  | 事業の内容   |
|------------------|---|
| (1) 客席の改装        | ・客席部分の壁及び天井材（壁紙、ボード等）、畳、ふすま、障子の撤去・新設・交換<br>・カーテン、ブラインド、ソファ、テーブル、椅子の交換 |
| (2) 喫煙室又は喫煙所等の撤去 | 屋内の喫煙可能な場所とその他の場所を区画する間仕切壁、パーテーション、喫煙ボックス等の撤去                         |

## 3 補助の要件は？

⇒次の①～③を実施することが要件です。

- ① 補助事業の完了日以降、飲食店を全面禁煙にすること。
- ② 施設の入出口付近の見やすい場所に、県が指定する禁煙標識を掲示すること。
- ③ 全面禁煙施設である飲食店として県が公表することについて同意すること。

## 4 どのくらいの補助が受けられる？

⇒次の補助対象経費の2/3又は10万円のいずれか少ない額を補助します。

| 補助対象経費                  | 補助率 | 補助金の上限 |
|-------------------------|-----|--------|
| 上記2の事業にかかる工事費、備品費その他の費用 | 2/3 | 10万円   |

## 5 申請から補助金を受けるまでの流れは？

⇒基本的に次のとおりですが、詳細は申請窓口(表面に記載)にお問い合わせください。

### 交付申請

- ・申請書類を窓口提出してください。様式は県HP又は申請窓口で入手できます。
- ・**申請期限は事業開始の30日前まで又は令和2年12月22日（火）のいずれか早い日**です。
- ・補助金の交付が適当と認められると、県から補助金交付決定通知書が発行されます。

### 改装等の事業実施

- ・交付決定通知書を受領してから改装等の事業に着手してください。
- ・交付決定日から**令和3年2月28日（日）までに事業完了**してください。
- ・事業内容や費用が変わる場合、早急に申請窓口へ報告してください。

### 事業実績報告

- ・事業が完了したら、報告書類を窓口へ提出してください。様式は県HP又は申請窓口で入手できます。
- ・**実績報告期限は事業完了後30日又は令和3年3月5日（金）のいずれか早い日**です。
- ・県の担当者が、施設の確認に伺います。

### 補助金の確定と受領

- ・県から確定通知書が送付されます。
- ・ご指定の口座に補助金が振り込まれます。